

市報べっぷ広告取扱要領

制定 平成31年1月23日

別府市告示第18号

(趣旨)

第1条 この要領は、別府市有料広告掲載要綱（平成18年別府市告示第31号。以下「要綱」という。）第4条及び第15条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、市が発行する市報べっぷ（以下「市報べっぷ」という。）に有料で広告掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の仕様)

第2条 市報べっぷに広告掲載をする広告（以下「広告」という。）の種類、広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）等及び規格は、別表に定める仕様のとおりとする。

2 広告掲載のための市報べっぷの紙面の範囲（以下「広告枠」という。）は、別に市長が定める。

(広告の基準及び仕様)

第3条 広告は、次に掲げる基準及び仕様に適合するものでなければならない。

- (1) 別府市広告掲載基準（平成18年別府市告示第32号）
- (2) 別表に定める仕様

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、市ウェブページ又は市報べっぷへの掲載その他の方法により、次の各号に掲げる広告枠について、当該各号に定めるいずれかの月に行うものとする。

- (1) その年の市報べっぷの5月号から10月号までの各号の広告枠 その年の2月又は3月
- (2) その年の市報べっぷの11月号から翌年4月号までの各号の広告枠 その年の8月又は9月

2 前項に規定する方法による広告の募集後、当該募集に係る広告枠に余裕があるとき又は新たに広告枠を定めたときは、広告枠の上限に達するまで、随時に広告の募集を行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 市報べっぷに広告掲載を行おうとする者は、市長が定める期日までに、市報べっぷ広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込み（以下「広告掲載申込み」という。）は、一の事業者につき、市報べっぷの一の号当たり広告枠1つを限度とする。ただし、前条第2項に規定する方法による広告の募集にあつては、この限りでない。

（広告掲載の承諾）

第6条 市長は、広告掲載申込みがあつたときは、その内容を審査の上、市報べっぷの一の号ごとに広告掲載の承諾の可否を決定し、市報べっぷ広告掲載の承諾について（様式第2号）又は市報べっぷ広告掲載について（様式第3号）により、当該広告掲載申込みを行った者に通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の承諾を決定する場合において、第3条各号に掲げる基準及び仕様に適合する広告掲載申込みが広告枠を超えるときは、次に掲げる順序の順位に従い決定するものとする。この場合において、同一順位の広告掲載申込みが決定すべき広告枠を超えるときは、順次抽選により決定するものとする。

(1) 市内の事業所等に関する広告に係る広告掲載申込み

(2) 前号以外の広告掲載申込み

3 前項後段の規定により順次抽選により決定を行った場合において、抽選に係る最後の広告枠が1種広告の広告枠となるときは、当該最後の広告枠の抽選において、2種広告に係る広告掲載申込みは、抽選の対象としないものとする。

（確認書等の提出）

第7条 前条第1項の規定による広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定した期日までに市報べっぷ広告掲載の確認書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 広告主は、市長が指定した期日までに広告の電磁的記録（以下「広告画像」という。）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載料）

第8条 広告主は、広告掲載する市報べっぷの一の号（以下「掲載号」という。）ごとに市長が指定する期日までに、広告掲載料を前納しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を中止した掲載号に係る既納の広告掲載料とする。この場合において、返還する広告掲載料には、利子

を付さない。

(掲載位置等の変更)

第9条 市長は、市報べっぷのデザイン若しくは構成の変更又は広告枠の変更をしたときは、広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲で掲載位置又は掲載位置における掲載場所を変更することができる。

(広告の内容の変更)

第10条 広告主は、第6条第1項の規定による広告掲載の承諾を受けた広告の内容(広告の種類を除く。)を変更することができる。ただし、当該広告掲載の承諾が同条第2項第1号に該当するものとして同項の規定により他に優先して行われた広告にあっては、同号の広告以外の広告には、変更することができない。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、その変更しようとする掲載号の発行月の2月前の月の10日までに、市報べっぷ広告掲載変更申込書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取りやめ)

第11条 広告主は、都合により広告掲載を取りやめるときは、その取りやめようとする掲載号の発行月の2月前の月の10日までに、市報べっぷ広告掲載の取りやめ申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除通知)

第12条 市長は、前条の規定による申出により又は要綱第10条の規定により広告掲載の契約を解除したときは、市報べっぷ広告掲載の契約の解除について(様式第7号)により、広告主に通知するものとする。

(免責)

第13条 広告掲載に関して、市が広告主に対し損害賠償責任を負ったときは、その賠償額は、その原因となる広告掲載に係る広告掲載料を上限とする。

(裁判管轄)

第14条 広告掲載に関する訴訟については、市の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

市報べっぷ広告仕様

（広告の種類、広告掲載料等）

1 広告の種類、広告掲載料等は次のとおりとする。

種類	掲載位置	掲載寸法 及びカラー	一の号当たりの広告 掲載料（消費税及び地 方消費税を含む。）
1種広告	お知らせあらかると 頁の最下段	横 88mm×縦 48mm モノクロ又は2色	30,000円
2種広告	お知らせあらかると 頁の最下段	横 178mm×縦 48mm モノクロ又は2色	60,000円

※掲載位置における掲載場所の指定はできない。

（広告画像の規格）

2 広告画像は、次の仕様を満たすものでなければならない。

- (1) 画像形式 T I F F形式（Windows 制作用）
- (2) 画像解像度 350dpi
- (3) カラーモード グレyscale又はCMYKカラーでCとKの2色を用いること。CとKを混色して色を表現しないこと。
- (4) 外 枠 線 広告画像は、外枠線又は塗りにより広告の境界を明確化すること。外枠線を設ける場合は、掲載寸法に含み、幅 0.5 ポイント、K100%の実線を基準とすること。その他任意の幅、配色及びデザインの外枠線も可能とするが、掲載寸法以内であること。
- (5) そ の 他 文字は、判読可能であること。極細の線は、実際の印刷で表現できない場合があるため注意すること。

（広告主の表示）

3 広告画像には、広告主の名称、所在地及び電話番号を表示しなければならない。この場合において、広告主の名称は店名等一般的に広告主を認識できる通称名を、所在地及び電話番号は店舗等の情報を表示することができる。

(広告掲載しない広告)

4 別府市広告掲載基準に掲げるもののほか、次に掲げる広告は、広告掲載しない。

- (1) 過度に注目を誘引するなど紙面にそぐわないデザインの広告
- (2) 業種や事業内容が不明確な広告